

## 三川町国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予

算出した生活保護基準額に1.155を乗じた額と、世帯主及び国民健康保険被保険者の合計収入額を比較して判定

○一部負担金の免除 世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、次の要件①～③全てに該当する場合、全額を免除

要件① 入院療養が必要な世帯

要件② 合計収入額が生活保護基準額の110%以下

要件③ 預貯金の総額が生活保護基準額の3倍以下

期 間 1か月単位で3か月以内（更に3か月延長可能）

○一部負担金の減額 世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、次の要件①～③全てに該当する場合、8割を減額

要件① 入院療養が必要な世帯

要件② 合計収入額が生活保護基準額の110%超115%以下

要件③ 預貯金の総額が生活保護基準額の3倍以下

期 間 1か月単位で3か月以内（更に3か月延長可能）

○一部負担金の減額 世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、次の要件①～③全てに該当する場合、5割を減額

要件① 入院療養が必要な世帯

要件② 合計収入額が生活保護基準額の115%超120%以下

要件③ 預貯金の総額が生活保護基準額の3倍以下

期 間 1か月単位で3か月以内（更に3か月延長可能）

○一部負担金の徴収猶予 世帯主又は被保険者が特別な事由に該当し、次の要件①～③全てに該当する場合、一部負担金を一時的に三川町が立替え、立替えた金額を指定した期間内に三川町に支払う

要件① 入院療養が必要な世帯

要件② 合計収入額が生活保護基準額の120%超

要件③ 預貯金の総額が生活保護基準額の3倍以下

期 間 6か月以内（再延長はなし）